

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月30日
【会社名】	株式会社アドバンスト・メディア
【英訳名】	Advanced Media, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 鈴木 清幸
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役経営管理本部長 立松 克己
【本店の所在の場所】	東京都豊島区東池袋三丁目1番4号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役会長兼社長鈴木清幸は、当社及び関係会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制を整備、運用する責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」及びその他関連規程に準拠し、当社グループの財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制を整備、運用しております。

なお、内部統制は、判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀等によって有効に機能しなくなる場合や、また当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には必ずしも対応しない場合などがあり、その整備及び運用について固有の限界を有するため、その目的の達成にとって絶対的なものではなく、財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社代表取締役会長兼社長鈴木清幸は、平成23年3月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠し、当社グループの財務報告に係る内部統制の評価を実施しました。評価の範囲は、当社グループの財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、当社グループについて必要な範囲を評価の対象といたしました。

財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下「全社的な内部統制」という。）及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と判断したものについては、重要性の乏しい事業拠点を除き、すべての事業拠点について評価の対象といたしました。同プロセスを評価するにあたり、評価の対象となる内部統制全体を適切に理解し分析したうえで、業務担当者及び責任者への聞き取り調査を行い、また関連帳票、証憑、記録等の検証等を実施し、内部統制の整備及び運用の状況を調査いたしました。同時に、これらの状況が業務プロセスに係る内部統制に及ぼす影響の程度を評価いたしました。

また、業務プロセスに係る内部統制については、財務報告に対する量的、質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、その評価の範囲を合理的に決定することとし、連結財務諸表における連結売上高を指標としたうえで、当社の売上高が当該連結売上高の3分の2を大きく超えていることから、当社を重要な事業拠点として選定し、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目である「売上高」、「売上原価」、「売掛金」、「商品」、「原材料」、「仕掛品」、「買掛金」、「ソフトウェア」及び「研究開発費」に係る当社の業務プロセスを評価の対象といたしました。評価の対象とした業務プロセスについては、それぞれのプロセスを適切に理解し分析したうえで、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、それぞれのプロセスの業務担当者及び責任者への聞き取り調査を行い、また関連帳票、証憑、記録等の検証等を実施し、さらに業務の遂行状況の観察を行うことにより、当該統制上の要点の整備及び運用状況を評価いたしました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当社代表取締役会長兼社長鈴木清幸は、平成23年3月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重大な影響を及ぼす後発事象等はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。